

四日市市告示第131号

四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付要綱（令和3年四日市市告示第178号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、四日市市空き家・空き地バンク制度（以下「空き家・空き地バンク」という。）の活用により、空き家、空き地の流通の促進を図るため、空き家・空き地バンクに登録及び契約を成立させた空き家、空き地の所有者に対し交付する四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金(以下「奨励金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(奨励金の交付申請)</p> <p>第6条 空き家、空き地の空き家・空き地バンクへの登録時に奨励金の交付を受けようとする者は、<u>四日市市空き家バンク登録奨励金交付申請書兼請求書（第1号様式。以下「申請書兼請求書」という。）</u>に、次に掲げる書類を添付し、四日市市空き家・空き地バンクへの物件の<u>登録日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに</u>市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>四日市市空き家・空き地バンク登録完了通知書の写し</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、四日市市空き家・空き地バンク制度（以下「空き家・空き地バンク」という。）の活用により、空き家、空き地の流通の促進を図るため、空き家・空き地バンクに登録及び契約を成立させた空き家、空き地の所有者に対し交付する四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金(以下「奨励金」という。)に関し、<u>四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第1号）に定めるもののほか、</u>必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(奨励金の交付申請)</p> <p>第6条 空き家、空き地の空き家・空き地バンクへの登録時に奨励金の交付を受けようとする者は、<u>四日市市空き家バンク登録奨励金交付申請書(第1号様式)</u>に、次に掲げる書類を添付し、四日市市空き家・空き地バンクへの物件の<u>登録の前に</u>市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) (略)</p>

2 空き家、空き地の売買契約又は賃貸借契約の成約時に奨励金の交付を受けようとする者は、申請書兼請求書に、次に掲げる書類を添付し、四日市市空き家・空き地バンク登録取消届出書の提出日から起算して30日以内又は当該物件が成約した年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 四日市市空き家バンク登録取消届出書の写し

(5) (略)

(奨励金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定に基づき申請書兼請求書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知したうえで、奨励金を交付するものとする。

2 (略)

2 空き家、空き地の売買契約又は賃貸借契約の成約時に奨励金の交付を受けようとする者は、四日市市空き家バンク登録奨励金受交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付し、四日市市空き家・空き地バンク登録取消届出書の提出前に市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) (略)

(奨励金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定に基づく奨励金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、交付することが適当と認めるときは、交付を決定し、四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付決定通知書(第2号様式)により奨励金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

2 (略)

(奨励金交付変更の申請等)

第8条 奨励金の交付決定を受けた者(以下「決定者」という。)が交付申請の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付変更申請書(第3号様式)にその内容が確認できる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の奨励金交付変更・中止申請書を受理したときは、申請内容を審査し、適当と認めるときは、第7条による決定を変更又は中止し、四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付変更・中止決定通知書(第4号様式)により決定者に通知する。

(決定の取消等)

第8条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、奨励金が既に交付されているときは、市長は、期限を定め、決定者にその全部又は一部の返還を命じる。

(1) (略)

(2) この要綱又は奨励金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(3)から(6)まで (略)

(認定及び決定の取消等)

第9条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、奨励金が既に交付されているときは、市長は、期限を定め、決定者にその全部又は一部の返還を命じる。

(1) (略)

(2) 四日市市補助金等交付規則、この要綱又は奨励金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(3)から(6)まで (略)

(実績報告書)

第10条 決定者は、空き家・空き地バンクへの空き家、空き地の登録又は成約による四日市市空き家・空き地バンク登録取消届出書を提出したときは、登録日又は取消届出書の提出日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金実績報告書(第5号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(奨励金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合において、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは、奨励金の額を確定し、四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付確定通知書(第6号様式)により決定者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

<p>(関係書類の整備) 第9条 (略)</p> <p>(奨励金の評価) 第10条 (略)</p> <p><u>(四日市市補助金等交付規則の適用除外)</u> 第11条 この補助金は、<u>四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第11号)第2条第1号の規定により市長が指定する補助金とする。</u></p> <p>(補則) 第12条 (略)</p>	<p><u>第12条 決定者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金支払請求書(第7号様式)により、市長に奨励金の交付を請求するものとする。</u></p> <p>(関係書類の整備) 第13条 (略)</p> <p>(奨励金の評価) 第14条 (略)</p> <p>(補則) 第15条 (略)</p>
---	--

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第3号様式から第6号様式を削る。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(都市整備部都市計画課)